

栃木県プラスチック資源循環推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 栃木県プラスチック資源循環推進協議会（以下「協議会」という）は、栃木県プラスチック資源循環推進条例（令和2年栃木県条例第2号）第14条の規定に基づき、県がプラスチックごみに係る適正処理・有効利用促進による資源循環の推進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため協議することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議する。

- (1) プラスチックごみの適正処理・有効利用促進に関する資源循環の推進に関すること。
- (2) 関係団体等間の情報共有及び連携に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、学識経験者、製造等事業者関係団体、消費者団体、処理業者関係団体、行政機関の実務者からなる委員で組織する。

- 2 会長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員（会長を除く）は、別表に掲げる団体の推薦する者及び栃木県環境森林部長をもつて充てる。

(任期等)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたとき、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 会長に事故等があると認めたときには、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、栃木県環境森林部廃棄物対策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年(2020)年7月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に任命される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5(2023)年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

プラスチック資源循環推進協議会構成団体

分野	団体名
製造業等事業者関係	(一社) 栃木県産業環境管理協会
	栃木県プラスチック工業振興会
消費者関係	栃木県生活協同組合連合会
処理業者関係	(公社) 栃木県産業資源循環協会
行政関係	市長会
	町村会